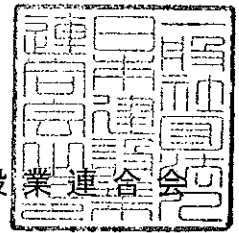


平成25年11月12日

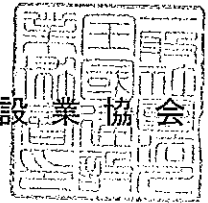
厚生労働大臣
田村 憲久

殿

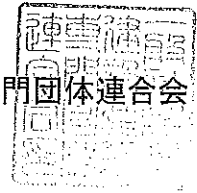
一般社団法人 日本建設



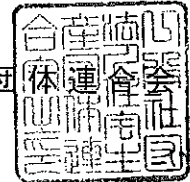
一般社団法人 全国建設業協会



一般社団法人 建設産業専門団体連合会



一般社団法人 住宅生産団体連合会



足場からの墜落防止措置の効果検証・評価に関する要望

平素は、建設業に対しまして、格段のご指導とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私ども建設業は、労働基準行政のご指導の下、建設業界一丸となつての努力もあり、平成24年の死亡者数(速報値・震災関連を除く)は367名で、10年前の平成14年の607名に比べ40%の減少となりました。これは各企業が安全で快適な職場環境づくりに積極的に取り組んできた結果であります。我々4団体とその会員企業も、建設現場における労働災害の撲滅のため、これまで様々な取り組みをしてきているところであり、今後も労働災害撲滅に向けた更なる取り組みを推進していく所存でございます。

建設業の安全は、事業者が自らの責任において確保するものであります。法的にも事業者は、自らが行う建設事業において、工法、躯体構造物の形状、使用する機械設備、周辺環境等を総合的に判断して、具体的な安全対策を講じる義務がございます。

そして、その建設業界が行う安全対策の枠組みの中で、仮設業界にもその一部を担っていただく必要があると考えております。この場合、仮設業界に担っていただく役割とは、ユーザーの意見を広く受け入れながら、常により良い製品を提供し続けること、そして常に安全に配慮し使いやすい製品を生み出していくことと考えます。

以上のようなことから、建設業界としては自らの責任において建設労働者の安全を確保する観点で以下の意見を述べることにいたします。

- 1 平成 21～23 年度における組立・解体時の足場の最上層および通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)(別紙、以下分析結果)によれば、分析対象 1,167 件の事案のうち、安衛則に基づく措置を適切に行わなかったケースが 1,068 件と全体の 92%を占めている。建設業界としては、災害事案の大多数が適切な措置を講じていなかったという事実から、改正に基づく措置を講じれば十分な墜落災害防止効果があると考ええる。以上のことから、建設業界では現行の安衛則で十分であり、更なる強化には反対である。
- 2 平成 21 年 4 月の安全衛生部長通達に定める「より安全な措置」については、安衛則に定める措置を徹底すれば十分という今回の分析結果を受けて、新たに規則に盛り込む等の必要はないと考える。特に、手すり先行工法については、妻側および躯体側に先行手すりが取り付けられないものが多く、結局、安全帯に頼らざるを得ない。その際には、安全帯を付け替える必要があるが、その作業も危険性があるため、手すり先行工法は本質的に絶対安全とは言えない。また、手すり先行工法を採用した場合でも、作業手順等に誤りがあったり、不安全行動をとれば墜落災害は発生する。
以上のことから、建設業界は手すり先行工法の法制化に反対する。足場の選定にあたっては、当該現場の実態に応じたものを選択できるようにしていただきたい。
- 3 建設業界では、分析結果を受けて、行政が速やかに行うべき取組みは、安衛則改正による「対策の更なる強化」ではなく、「対策の更なる周知」、つまり現行規則の周知徹底であり、それがすなわち「対策の強化」へとつながるものと考ええる。また、建設業界としても、安衛則に基づく措置を適切に行わなかったケースがこれだけあったという事実は大変に遺憾であり、これまで以上に安衛則の周知徹底に取り組んでいく。
- 4 特に、分析結果でも示されているとおり、組立・解体時の墜落災害事案では、足場の組立て等作業主任者が未選任であった事案や職務の一部または全部を怠っていた事案がほとんどであり、「足場の組立て等作業主任者」の選任の徹底、作業主任者の職務の重要性の認識や職務の徹底を図る必要があり、最新の技術や災害の傾向などを定期的に教育する能力向上教育の一層の促進が必要である。
また、作業主任者のみならず、足場の組立・解体を危険作業としてとらえ、作業主任者の下で足場の組立・解体作業に従事する者に対する安全教育の創設等のソフト面での対策を行えば、法令無視や軽視、不安全行動の減少にも資すると考える。
- 5 足場の点検については、点検のみならず、点検の結果、明らかになった問題点を直ちに補修することが、事業者には罰則付きで義務付けられている。
第三者による足場の点検は、労働者の生命に関わる点検を法律上、何ら責任のない者が行うということであり、これを認めることは事業者としての責任を放棄するに等しい。責任を負わぬ者による点検は絶対に認められるべきではない。足場の点検については、事業者が選定した足場の組立て等作業主任者が自らの責任において行っており、建設業界では第三者による点検は必要ないと考ええる。

以上

平成21～23年度における組立・解体時の足場の最上層および通常作業時における足場からの墜落・転落災害発生状況(死傷災害)
厚生労働省資料を基に日建連で集計

